



中津市監査委員告示第 1 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和7年度定期監査の結果を
別紙のとおり公表する。

令和8年1月22日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 木ノ下 素 信

定期監査報告書

1. 監査の対象部署 環境政策課
市民安全課
秘書広報課
収納課
2. 監査の対象期間 令和6年度分
3. 監査の実施期間 令和7年12月4日～令和8年1月22日
4. 監査を実施した監査委員 岡 雅一・木ノ下 素信

5. 監査の着眼点及び実施方法

財務に関する事務が、法令・諸規則等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼におき、収入支出事務等の関係書類について調査するとともに、必要に応じ担当課員からの説明を聴取し、監査を行った。

6. 監査の結果

財務事務は、法令・諸規則等に準拠し、概ね適正かつ効率的に事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、該当の所管課においては、以下の指摘事項について十分に検討し、措置状況の具体的結果を令和8年1月29日(木)までに文書にて報告されたい。

また、その他口頭で指導した事項について十分に検討し改善に努められたい。
なお、財務事務上の軽微な指摘事項については、記述を省略した。

【環境政策課】

(指摘事項)

(会計年度任用職員の勤怠管理について)

会計年度任用職員出勤簿の年休付与日数や年休取得日数等の欄が全く記載されていなかった。

また、年次休暇承認願の提出状況と出勤確認印の押印が合っておらず、実際の勤務状況が不明な日があるなど、全体的に勤怠管理がずさんであった。

今後は出勤簿、休暇承認願、勤務状況報告書のすべてをチェックし、誤りが無いよう十分確認し支給計算するよう注意されたい。

さらに、個人の通勤手当の管理や休暇の取得方法等に誤りが見受けられた。

支給計算をする際は複数人で確認するなど、適切な事務処理を行われたい。

(公用車運転日誌について)

出先機関の公用車運転日誌を見ると、アルコールチェックを1度もしていないかった。

運転前後のアルコールチェックは道路交通法の改正により義務化されており、公用車運転日誌には公用車の運転前後に運転者のアルコールチェックを所属課の主幹または課長が行い、確認者名欄に確認者を記入することとされている。

また、明らかに不自然な距離数が記載されている日や走行距離自体記載が無い日、乗車時間が未記入な日もあった。

公用車運転日誌は、道路交通法により作成と保存が義務付けられており、行政機関が保有する「行政文書」として公文書公開請求の対象となることを意識し、今後はより一層の法令遵守の注意をもって適正管理に努められたい。

【市民安全課】

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。

【秘書広報課】

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。

【収納課】

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。